

經濟論叢

第八十七卷 第一號

農民層分解の分析方法……………堀 江 英 一	1
ブルック・ファーム……………穂 積 文 雄	27
ジャフツベリの道德哲学(一)……………平 井 俊 彦	52
自由民権運動と府県会(1)……………内 藤 正 中	74
イギリス定期船業の発達と……………山 田 浩 之 海運政策(一)	97
社会主義経済学の方法に……………上 島 武 かんする一考察	112

昭和三十六年一月

京都大學經濟學會

自由民権運動と府県会（I）

——とくに明治十五年以降について——

内 藤 正 中

- 一 はじめに
- 二 自由党中央の動向
- 三 地方政党とその政治活動（以上小号）
- 四 府県会闘争
- 五 民権運動における府県会闘争の意義

一 はじめに

日本のブルジョア民主主義革命運動である自由民権運動の全過程で、もともと重要な時期をつくった国会開設を要求する明治十三年の全国的な請願闘争から十四年の政党創立——自由党結成までの期間、そこで大衆組織化と指導に力あったのは、『自由党史』が記している立志社→愛国社路線によるものだけではなく、府県会議員を中心とした県議路線につながる人びとの役割も無視することができない、ということ、を、さきにわたしは「自由党の成立」（堀江英一・遠山茂樹『自由民権期の研究』第一巻所収・有斐閣刊）のなかで明らかにした。わたしが、府県会議員によ

る県議路線の存在を強調するのは、明治十二年設立の府県会および府県会を舞台にした府県会闘争は、地方住民のなかに民権思想を培養していったこと、請願闘争という大衆路線による闘争形態をとる場合、地方での組織者には府県会議員がもつとも適合していたし、事実においてもすぐれた組織者であったこと、そして地方における県議路線の発展は、全国的な民権運動家の集会ともいえる愛国社大会での役員選挙、運動方針決定にも、立志社系を排除するかたちで反映していったこと、などである。

だがそれにもかかわらず、『自由党史』は、一つの府県会闘争についても、一人の府県会議員の活躍についてもふれていない。記述されているのは、愛国社社員による宣伝組織活動だけである。もちろんわたしは、県議路線をもちだすことによつて、立志社―愛国社路線のすべてを否定しようとするものではない。立志社―愛国社路線が果したすぐれた意義と役割は高く評価しつつも、請願闘争を推進し、その全国的指導部としての自由党結成にいたる過程では、それに対立し、たがいに影響し合うかたちで存在した県議路線とのからみ合いのなかで考えてゆかねばならない、というにある。

そうした府県会闘争については、京都府会をとり上げた原田久美子氏の「民権運動期の地方議会」（『日本史研究』三八号）、山梨県会を例にした有泉貞夫氏の「明治前期における地方政治の展開」（同上誌四一号）、静岡県会についての原口清氏による「明治十四年の政治情勢」（静岡大学法経短期大学部『法経論集』七・九号）、また備荒儲蓄法案審議の府県会動向を総括した大江志乃夫氏の「民権運動昂揚期の政治情勢について」（『歴史学研究』二一六・二二七号、のち同氏著『明治国家の成立』所収）、あるいは福島事件のきつかけとなった福島県会を取り上げた大石嘉一郎氏の民権運動と地方自治」（『商学論集』二二巻四号）をはじめとする諸研究などがある。わたしもまた、岡山県会について

は「山陽自由党の組織過程」（『経済論叢』七八卷一号）、「国会開設請願運動の発展構造」（同上誌八〇卷一—三号）で、島根県会については『島根県議会議史』第一巻のなかで、民権運動期における府県会闘争のありようを明らかにしてきた。十三年から十五年にかけての府県会闘争の激化は、岩倉具視をして「今日の形勢を察するに……思うにフランス革命の前時と雖も恐くは此形勢を距る甚だ遠からざるべし」といわせ、府県会中止意見書を提出させたほどのものがあつた（『自由党史』青木版二巻五一五頁）。

ところで、これまでの民権運動史では、自由党結成を終えた十五年以降、民権派府県会議員が運動から脱落し、民権運動の解体がはじまり、同時に民権運動は農民闘争と結合して十七年に継起する一連の激化の諸事件へと発展してゆく、と把握されていた。そして県議層脱落の理由としては、松方デフレ過程で豪農経営から小作料に寄生する地主経営へ移行するとともに、政府の分裂を意図した懐柔政策によって中央地方の官員に出仕してゆくという経済的社会的進出にともなう主体的条件の変質と、集会条例や新聞紙条例の改悪や警察力の増強などの弾圧政策や徴税強化などの客観情勢の変化とをあげるのであつた。

なるほど、十四年十月の自由党結成はひとつの劃期ではあつた。そしてそれ以降、中央・地方での組織づくりの過程のなかで、民権運動指導者の交代がみられることは事実である。だが、岩倉に府県会中止意見書を書かせたその時点において、何が故に府県会闘争が沈滞しなければならぬのであろうか。請願闘争に結集していった大衆エネルギーは、地域のなかで定着しないで何故雲散消滅しなければならぬのか。その理由は如何。だが、沈滞する、定着しなかった、とする論者においても、何故か、の問に対して積極的な解答をあたえたものは誰もいない。わたしは、むしろ解答はだせないと考えている。事實は、より一層激化してゆく府県会闘争、そして村落などの小地域

を範圍とした組織活動の深化を示しているのであった。さらにまた、さきに指摘した県議層脱落の主体的そして客観的条件さえも、一般化することができないことが、すでに下山三郎氏によって指摘されている（明治十七年における自由党の動向と農民騒擾の景況）――堀江・遠山編『自由民権期の研究』第三巻）。

本稿の課題は、国会開設を要求する請願闘争を組織する上で大きな役割を果たした府県議員とその府県会闘争は、十五年以降の段階では、どのようなかたちをとって発展していったか、を明らかにするにある。『法規分類大全』第一編所収の「参事院裁定」や各府県議会史および府県会議事録などが、資料を提供してくれるであろう。とりわけてわたしが注意したいのは、自由党成立過程では主体的役割をになった県議路線ではあるが、結成と同時に党中央から排除ないしは離脱して地方に帰ったかれらが、十五年以降いかなる関係を党中央ともちつつ民権運動を推進していったかということ。民権運動からの脱落はみられるにしても、その脱落に対して「合法か激化か」で区別することが正しいかどうか、とくに十七年という時点では、革命の客観的情勢がいかがざり、合法主義の積極面をこそ評価してゆくべきではないだろうか。もしそうだとすれば、民権運動解体を規定するものは、「合法か激化か」ではなくして、「政治活動か字間研究か」とされるべきであろう、ということである。

二 自由党中央の動向

はじめに党中央の動向をみておくことが便宜であろう。十五年以降の自由党内の諸潮流については、下山三郎氏（『民権運動について』――『日本歴史講座』第五巻所収、「明治十七年における自由党の動向と農民騒擾の景況」――『自由民権期の研究』第三巻所収）や後藤清氏（『自由民権運動』）のすぐれた研究があるので、そうした研究成果を援用しつつ概括す

ることにしたい。

十三年十二月の『自由党結成の盟約』は、東洋自由新聞社系（松田正久・山際七司・柏田正文・中江篤介）、桜鳴社系（沼間守一・草間時福・吉田次郎）、東北有志系（河野広中・鈴木倉定）、立志社系（山田平左衛門・植木枝盛・島地正存）の四派代表により発表され、東京横浜毎日新聞社を事務所に、社長である沼間守一を主任委員として自由党創立への道程がはじめられた。だが十カ月を経た十四年十月の結党会議では、九州グループと桜鳴社系とが脱退し、河野広中や内藤魯一のあからさまな不満表明ののち、国友会と立志社系とによって総理以下役員を占有することによって、ようやく自由党創立にいたるのであった（この過程については拙稿「自由党の成立」で詳述した）。「団結の強化」こそが、党結成の唯一最大の目標であったにもかかわらず結果としてここにもたらされたものは分裂であった。しかも分裂の原因が、綱領・規約をめぐる対立ではなく、役員人事にかんする対立がそのすべてになっていたことは、党中央の性格と民権運動全般に対する指導性とは危惧の念を抱かせるに足るものであった。

だが、十六年四月の党大会では、これまでの本部役員を一変して、次のような構成とした（下山三郎「明治十七年における自由党の動向と農民騒擾の景況」十七頁）。

議長団 星亨、内藤魯一、北田正重

常議員・選挙委員 星、鈴木倉定、加藤平四郎、内藤、宮部襄、北田、前田兵治、堀越寛介、西山志澄、新井章吾、大石正巳、

青木副太郎、内藤四郎、松村文治郎、山脇鋭郎

常議員 星、谷重喜、中島又五郎、鈴木、鵜飼節郎、山口千代作、新井、塩田奥造、磯山清兵衛、吉原次郎八、宮部、長坂八郎、

堀越、石坂昌孝、吉野泰治、松村、山際、杉田定一、沢田寧、内藤、吉村明道、山脇、小林樟雄、園山勇、三宅秀夫、四

山、森脇直樹

幹事 加藤、齋藤壬生雄、前田、大井、島本、北出、宮部

右の役員構成では、結党時の国友会・立志社独占とくらべるとき、全国各地の主な代表者を選出して役員とした点に、大きな変化をみることができる。党規則では、幹部構成として常任委員的な常議員と地方組織を代表する常備委員とをおくことになっていたが、結党時では、八人のそれも土佐関係者だけによる常議員を置いていたにすぎなかった。だが十六年では、全国的範圍にわたって二八名を選出したのである。そして新たに選出された常議員たちは、大会後に会合を開いて、従来の党活動の不十分さに対する批判の上に立った党勢強化、党活動強化を熱心に討議したといわれている。このことは、地方へのオルグ派遣として具体化され、地方でもまた後述するように組織化が進行してゆくことになるのであった。さらに党内部での対立傾向も生れておらず、党は一致して三菱改進黨攻撃に専心していたのが、十六年前半の事情である。

ところが板垣帰朝の六日以来、党中央は重大な転換に立たされることになる。いわゆる解党派と急進派の抬頭による混乱と分裂で、十七年三月の党大会以後では、とくにそれが顕著となる。後藤靖氏は、党内諸潮流を次の三つに分類している（『自由民権運動』一二八頁以下）。

〔Ⅰ〕改良主義グループ——帰国早々の板垣により主張された解党論で、後藤象二郎らがこれに和して、党機関紙『自由新聞』をつうじて合法主義の宣伝に努め、十七年十月の解党大会の伏線となつてゆく。だが他方では、植木枝盛や星亨らによる解党反対、合法主義的党再建を志向しつづけ、文武館設置や地方遊説に尽力しようとしたものである。

〔II〕革命的民主主義グループ——大井憲太郎や宮部襄・齊藤壬生犬を指導者とし、関東地方にその地盤をもった。大井を理論的指導者とするかれらは、土地革命と挙兵主義をもって党改革を主張し、十七年での激化諸事件を指導していった。

〔III〕テロリストグループ——加波山事件に参画したグループを指し、「政府の元老を一挙に倒して政府の首脳を失なえば政府を自然と顛覆する」と理解し、行動しようとした。テロリストの存在は、党中央に位置する改良主義グループに、必死の合法主義への呼びかけをさせることになる。

右三グループのうち、さしあたって以下の分析に関連をもつものは、第一の改良主義グループである。板垣と星の連けいによって構成された党中央は、政府の諸政策に対する一切の批判を放棄し、党の方針を党の維持にだけ限定しようとした。このため、一方では急進派を抑制し、一方では離脱派をつなぎとめることをねらって組織の改変を行なう。すなわち、前年の大会でおかれた二八名の常議員を十名弱の常備員と改め、公選ではなく総理選任とすることによって地方監督員の性格をもたせた。また新設の役職である諮問も総理特選とし、幹事の定員さえ総理の一存で増減できることにしたし、大会代議員の地方別人数規定も、地方組織の消長には関係なく既得権保持と考えるようなかたちに定められた。いつてみれば、ここでの組織改革は、総理専断と中央集権化をもって特徴づけられるのであった。また地方に対するオルグ活動としては、地方巡察団の派遣が決定された。下山三郎氏が明らかにしたところによれば（『民権運動について』一二三頁）、『自由党史』は八組の派遣を記しているにもかかわらず、実際に派遣されたと確認できるのは五組、そのうち二組は実質が巡察といふことができず、一組は旅程・内容不明で、結局、杉田定一の信越地方と植木枝盛と片岡健吉による東海北陸地方の二組にすぎなかった。それは、かつての有力

地盤でありながら脱落が顕著に進行している地方に対する再組織のはたらきかけであった。

三 地方政党とその政治活動

明治十五年六月の太政官布告第五七号集会条例追加は、政治活動における集会結社講談演説に極度の拘束を加え、前年末以来各地に結成されていた民権政社に大きな影響をあたえた。あるものは解党を余儀なくされ、あるものは組織の変更を強いられた。だがだからといって、地方における民権運動が衰滅傾向をたどるというのではない。この時期にかんする研究はきわめて乏しいが、静岡県下での政党活動について原口清氏は、「弾圧の強化のなかで若干の後退がみられたとしても、なお全体としては、人民の統一と団結がたゆみなく前進をつづけている」という評価をあたえている（『国会開設運動期における宣伝組織活動』—『歴史評論』一〇一号九〇頁）。山陰の島根県下における動向もまた同様である。以下島根での事例についてみてゆくことにする（引用資料中、年月日のみを記したものはすべて『山陰新聞』の日付である）。

島根の民権運動は、松江の旧藩士族を主体とした尚志社が、再興愛国社大会に代表を送って以来、立志社路線の主要な拠点地区の一つとして発展してきた。十三・四年の全国的な高まりをみせた国会開設の請願闘争においても、県内各地からの請願書提出が相次ぎ、この過程で、旧藩士族を中心にした従来の民権運動は、石見大田・浜田・益田など、県庁所在地以外の地方町村にまで拡がり、県会議員など地方議員を指導者とする新しい組織づくりがすすめられるのであった。党中央に登録された自由党员は、十四年十月の二人から、十五年十一月までの時期には二人に、さらに十六年四月までには九五人と増加していった（明治史料第一集『自由党员名簿』七四頁）。もちろん、こ

の数字だけをもって直ちに党勢強化を語ることは危険ではあるが、十六年四月までの時期に黨員増がみられたのは、秋田・岩手と島根・鳥取の四県だけであつただけに注目しておかねばならない。まずその活動状況を『山陰新聞』から年表風に列挙して、分析の手がかりとしたい。

15・5・1 本月中松江で山陰諸国自由党が集会し山陰大会を開く予定。石見波根駅で小原鉄臣による石陽自由党、大田では和

田吉人の首唱する遂良社が、さらに浜田・津和野でも政党樹立。

5・7 隠岐でも政党を組織、毎月一回宛集會して政治を討論。

5・11 小原鉄臣の酒屋會議出席を不許可した旨、郡長より各戸長へ諭達。

5・13 板垣退助遭害にさいし山陰自由党より金拾円を見舞金として送る。

5・17 大田の遂良社員和田吉人板垣見舞のため上坂。

5・19 山陰自由党役員改選、部長―大野義就、副部長―野口敬典、幹事―國山勇・渡辺彰・永井卓一・井上益之助・福岡

世徳

5・20 山陰自由党政談大演説会を松江寺町東林寺で開く。佐川環「鐘を撞く山僧に何の罪ある、福島鉄太郎」「人民政府を

妄信するの弊を論ず」、福岡世徳「専制國人民は禽獸に異ならず」、國山勇「誰か我党を目して國安に妨害ありと謂う乎」その他

5・29 山陰自由党政談演説会を松江日瀧天神境内で開く。

5・31 大田遂良社政治討論會

6・6 自由党本部臨時會のため山陰自由党代表として國山勇が上京。

6・14 立憲政党政幹事小室信介を招いて松江で自由党懇親會開催。

(6・20以降11・27まで新聞欠)

11・28 今市で自由党懇親会、小原鉄臣参加して党勢拡張を演説。

11・30 小原鉄臣を党首とする石陽自由党盟約発表。

12・4 美濃郡内で大坂新報社員加藤政之介・阿部卯之八を招いて改進黨演説会開催。自由党関係者は小林樟雄を招く予定。

石見立憲改進黨結党認可され浜田に事務所を置く。

12・10 自由党本部巡回委員佐伯剛平を松江に迎えて政談演説会―佐伯剛平「人に因て党す可からず主義に因て党す可し」、

村上百太郎「訴権を論ず」、門田正経「専制政府の下に参政の権利なきや」、山田善次郎「政法の改良は国民の結果」、園山勇「政略上の結果」その他

12・12 波根で小原鉄臣主催の石州施餓鬼施行―「全国の新聞に或は演説に其赤心を表して誤て法網に触れしものために」

「位牌に曰く専制顛覆自由恢復憂国慨世大壮士と、これ當日吊祭する所の靈魂の法名なり」。

12・14 十七日波根に佐伯剛平を迎えて自由政談演説会。

12・16 大田の県議恒松隆慶石見立憲政党组成のため尽力中。波根東村議選挙で、十四名中十二名が自由党员、一名改進黨

員当選。

12・22 小原鉄臣は新聞条例集会条例及び太政官五十三号布告改正について元老院へ建白書を提出。

12・14 自由党本部派出員小林樟雄、昨年末より七日まで大田に滞在して遷摩安濃両郡下の党勢拡大に尽力。

1・16 美濃郡で斎藤真佐加を中心にして第一回自由党懇親会を開く。

1・18 今市延命寺で小林樟雄・小原鉄臣らによる演説会開かれる。

2・17 美濃郡内の学術演説会で「民権家某氏」の演説中止される。

2・19 美濃郡乙子村寺戸通義宅で自由懇親会。

3・27 益田妙義寺で、美濃郡内の石見立憲改進黨員懇親会。

4・16 片岡健吉・小島稔・佐伯剛平松江著懇親会が開かれる。

7・1 鹿足郡日原で大河原毎太郎出席して自由党談話会。

7・14 波根八幡宮で自由党員による偽党撲滅会。

9・27 石見立憲改進黨総会及び政談演説会。

10・27 山陰自由党解党して公道会に組織変更―幹事長―野口敬典、幹事―池田英俊・米村信敬・福岡世徳・園山勇

11・2 美濃郡の自由党員代表を派して本部党員を招く。

17・2・29 那賀郡跡市の右田三吉を中心にする懇親会解散を命ぜられる。

5・9 石見立憲改進黨役員浜田警察署に拘引留監される。

6・4 石見立憲自由党員益田警察署に拘引取調中。

8・7 さきに自由党を全員脱党して公道会を組織した松江では、旧党員中の十名ばかりが復党準備のよし。

8・25 石見立憲自由党の事務所移転式

9・20 自由党石見懇親会

10・6 松江輕罪裁判所浜田支庁は、九月十六日付判決をもって、石見立憲自由党に解党を命令。

10・24 大坂の自由党会議のため、松江の小川寅一郎、波根の小原鉄匠出発、広島の小原鉄匠出席者も大坂へ直行。

10・31 旧石見立憲自由党員大河原毎太郎・野村角太郎出獄。

18・3・27 波根の懇親会に対し集会条例違反で八円の罰金刑。

年表風に記してきた鳥根県下で惹起された諸事件では、まず第一に、十六年前半までの時期における各地での政社結成、政談演説会開催、党中央からのオルグ派遣による活潑な政党活動をあげねばならない。それは明らかに諸願闘争の過程で啓発され昂揚されていった民衆のエネルギーを、政党のなかに組織してゆくことをつうじて、地方で政治活動に定着させようと努力した結果が反映したものである。さきに記したように自由党員は増加した。しかも松江では士族に限られていたものが、雑賀町居住の足軽出身者に、市外の農村部に拡大されて増加したのであった。さらに、県庁所在の松江以外の地で、県議恒松隆慶の大田を中心とする石見立憲政党、同じく大田で和田吉人の遂良社、波根東村を拠点とする石陽自由党、その中心人物たる小原鉄臣は酒屋会議発起人として全国にも著名であった。浜田を中心に那賀郡下の県会議員を幹部に結集した佐々田懋が指導する石見立憲改進黨、そして益田の醬油商野村角太郎と農民大河原毎太郎を幹事とした石見立憲自由党などが結成され、それぞれ演説会を開くなど活動していった。そして後述するように、こうした政党活動の活潑化に比例して県会闘争もまた激化してゆくのであった。

石陽自由党小原鉄臣の石陽自由党は、次の盟約と一カ年党費十二銭などを定めて発足した。

石陽自由党盟約

第一章 吾党は自由を以て主義とす

第二章 吾党は正理公道を履み社会の改良を以て目的とす

第三章 吾党は聖意に基き善美なる立憲政体を立て日本帝国の安泰を保ち君民の光榮福祉を増進せん事を勉む（十五・十一・三十）

ここでの党活動はきわめて活潑で、党事務所を波根東村におき、「毎月常会の外に三回宛白由懇親会あるにより同地の人民は自由に熱心し全村中改進黨二名無主義者数名を除くの外は悉く石陽自由党に同盟せり」。したがって村会議員の半数改選でも全員自由党員が当選し、村会は十四名中自由党十二名、改進黨無主義者各一名で構成され、自由党以外の二議員については「一たび退任せば再び議員の位置を占むる能はざるや明かなり」といわれるものであった。党の指導者小原鉄臣は、酒造家で村会議長をつとめていた（十五・十二・十六）。小原を中心とする党活動の例として、さきの自由懇親会や政談演説会のほか、十五年十二月五日の施餓鬼施行と翌十六年七月十四日の偽党撲滅会をあげることができる。

施餓鬼に、「明治九年以来全国中諸新聞の禁止停止或は各弁士の演説禁止等を吊ふため一に（十五・十一・二十八）、十二月五日波根長福寺で、三〇〇〇人を集めて行われた。その状況は次のように報道されている。

「……本堂の入口の頂には慷慨の二字を大書せし長二間幅一間の大額を掛け、其下には中に国標なる日章、右傍に自由、右傍に立憲と染め付けたる白幕を張り、中に入ればまた志士の赤心を表する赤幕を釣るし、本尊の正面に壇を設けて位牌を安置し之に記して口く、専制顛覆自由恢復憂国慨世大壮士と、これ当日吊祭する所の靈魂の法名なり、之に供するに許多の供物を以てし、庭前には種々慷慨なる語を記せし數十旛の旗を押し立てたり、参拝の善男善女は堂の内外に充満し殆んど三千に及びたり、また当日は大田、久手、口田儀、奥田儀等よりは許多来会せられ、幣社（松江・山陰新聞社）の林林次郎、桑谷武一郎の両名参会せり、午前十一時に開筵……志士はいづれも往時を追想しまた将来の事共をおもい、齒を切しぼりてそぞろに感涙に咽びたり、施主小原鉄臣氏をはじめ小原亀右衛門、多久良造の二氏はいづれも高らかに慷慨の悲憤祭文を朗読し了りて一同香を捻り拝せり、斯くて最も鄭重なる供養も済み施餓鬼の式も終りなれば更に演説をはじめ加藤公平、米田和一、岡本鑄太郎諸氏は痛切なる演説

をなし、林、桑谷もおのおの一題を演べて大壮士の靈前に手向けたり」(十五・十二・十二)

ついで学校を休んだ小学生一五〇人によつて「自由政府」の赤旗と「専制政府」の白旗とを奪ひ合う競技を浜辺で実施した(十二・十四)。この旗奪競技については、のちになつて郡長より村学務委員に事情聴取と注意が行なわれた。だが学務委員は、「小学生徒は右施餓鬼の爲めに休暇せしにあらじ、恰かも当日は村社の祭日なりしを以て休業せしめたる訳」「生徒が旗奪ひ等の爲めに出会せしが如きは学務委員の干渉すべき限りにあらず」と、郡長の注意をはねつけていたのであつた(十六・二・二十三)。

十六年七月十四日の偽党撲滅会は、波根の八幡宮で数百人を集めて開かれた。

「……社殿の中央に演壇を設け壇上には緋毛布を敷き、白地に赤の文字もて偽党撲滅怪社退治と記したる幕を廻し、社殿中は一面に高燈を点じ恰ながら白昼の如くにて、聴衆は数百人頻りに演説を促がしければ、第一席に多久長造氏が偽党撲滅会の趣旨という題にて改進黨の偽党なる所以を弁じ改進黨を撲滅するは今日の急務なるを演じ、第二席に加藤菊太郎氏が外面は菩薩の如く内心は夜叉の如しという題にて改進黨と三菱会社の不正なるを攻撃し、第三席に加藤公平氏が良薬は金箔を併らずという題にて同じく改進黨を攻撃しその主意書を黨員の行為の相反せるを論じ彼は瞞着主義を以て世に立つを演じ結局撲滅の必要を説き、第四席に堀久太郎氏が我国財政困難の起源という題にて改進黨総理大隈氏が在朝の失政を挙げ、且つ其私意を以て三菱会社を特別保護し以て國家を疾しめたるを演じ、第五に小原鉄臣氏が改進黨の組織を論じて偽党たる所以を明らかにし、併せて地方同黨員の眼を醒すという題にて改進黨が偽党たるを断言し、また過日米報知毎日阿記者が弁護は却つて自から偽党たるを表明するものなりという世人阿記者の瞞着手段に陥いらんとすると嘲笑し早く自由の空氣を呼吸せよと大呼せらる」(十六・七・二十三)

石陽自由党の日常活動については不明であるが、地租条例第六章に依拠した地価百分の一への減少を要求する農

民運動も組織されたといわれている（下山三郎「明治十七年における自由党の動向と農民騒擾の景況」二一頁）。この地租軽減にせよ、さきの偽党撲滅会にせよ、この時期での党中央の方針にそくしたものであった。ただ石陽自由党の場合、とくに注目しておかねばならないのは、波根東村を中心にした狭い地域を単位とし、それだけに一般村民により密着した徹底的な党活動が行なわれていたことである。それは、従来見られていた広い地域と不得定多数を対象になされてきた宣伝組織活動とは、本質的に異なる新しい姿であった。

石見立憲自由党

十七年に入って三度集会条例違反に問われ、ついには民権運動史上例をみない解党判決までうけた石見立憲自由党は、益田町の醬油商野村毎太郎と美濃郡下種村農民大河原毎太郎（実父斉川定祐は同村戸長で県会議員）の両名を党幹事とし、美濃郡内の農民・仲買人・左官・小学授業生など六〇人を組織したものである。党関係者には、益田町初代町長寺井文三郎をはじめ、戸田村戸長桑原淳吉、飯浦村戸長中島彦太郎、下種村戸長斉川定祐など（戸長職については益田市役所蔵明治七年戸籍による）をふくんでいた。党規約その他については不明で、結党は十六年三月頃と考えられるが、『山陰新聞』紙上に関係者の氏名がでてくるのは、十六年七月一日号が早出である。それは、鹿足郡日原村の談話会に、当地の岡崎鉄亮の招きで大河原毎太郎が出席し、「自由主義の何物たるを説き統いて日本今日の千艱万艱を排除し人民の幸福を保たんとせば人心結合にあらざれば能はざるの意を痛論」したことである。ところが十七年に入ってからは、五月二十四日、六月二十六日、九月十六日の三度にわたり松江縣罪裁判所浜田支庁から有罪判決をうけることになる。その関係者と判決理由は次の通り。

五月二十四日の判決

大河原毎太郎（下種）、寺戸通義（乙子）、桑原淳吉（戸田）、中島彦太郎（飯浦）、豊中九左衛門（飯浦）

二月二・三日、豊中宅で警察の許可なくして中島主催で八十名の聴衆に対して政治にかんする演説をした。大河原は「天皇陛下ハ明治二十三年ニ国会ヲ開クトノ御詔モ有之レバ御互ニ人民タル者ハ其レ迄ニ充分智識ヲ磨キ結合ヲ固クシ良キ国会ヲ設ケネバナラス」と、寺戸は「印度国ガ英國ノ圧制ヲ受クルハ智識ト氣力ナキニ因ル者ニシテ我日本人民タル者モ今日充分智識ヲ研キ氣力ヲ養ヒ明治二十三年ニ至リ良キ国会ヲ開カネハ矢張り印度国ノ如キ圧制ヲ受ルニ至ル事必然ナル」と桑原は「明治二十三年ニ国会ヲ開クトノ御詔モアリタル事ナレバ御互ヒニ人民ハ夫迄ニ學問ヲナシ智識ヲ研ギ良キ国会ヲ開カネバナラス」と演説した。集会条例違反で豊中は罰金二円、他の四名はそれぞれ七円と判決（『自由新聞』十七・六・二十五）。

六月二十六日の判決

大河原毎太郎、寺戸通義、桑原淳吉

一月十七日の無届演説会で起訴されたが、すでに二月の件で判決があるので公訴棄却となった。

野村角太郎（益田本郷）

一月三十日美濃郡侯賀村宮崎光治宅の無届集会で、「明治元年朝廷ヨリ国会ヲ開クト御詔アリ其後ハ再度ノ詔アリシモ人民ガ奮発セザル故ニ御互人民再智識ヲ研ギ一致シテ國ヘ力ヲ尽サネバナラス、依テ子供ヲ學校ニ出シテ智ヲ研ギ政党ニ加盟シ一致シテ國ニ尽シ黨員挙テ政府ニ諮願スルトキハ二十年ニデモ国会ハ開クルモノナリ國會正ニ開ケタル上ハ役人ノ月給ヲ減シ諸税從テ減少シ人民ノ幸ヒ多クナル者ナリ」と演説したことにより七円の罰金刑。また同時に「境旧県令ハ人民ノ困難スルヲ思ヒ費金モ六ヶ年賦ニセラレシガ藤川新県令ハ人民ノ困難ヲモ願ミズ突然三ヶ年ニ短縮セラレタリ云々藤川県令ハ今度属官七十名引來リタレバ本県ノ良キ役人ハ皆除ケラルルナラン」と演説したことから官吏侮辱の罪も問われたが、証拠不十分で免訴となる（『自由新聞』十七・九・五）。

九月十六日の判決

野村角太郎、大河原毎太郎、斉川平兵衛（下種）、佐々木重作（西平原）、長谷川為吉（白野田）、梅津治兵衛（岡崎）、野村・大河原兩名が、十六年三月以降小学授業生である斉川・佐々木に入党をすめ兩名が加入したこと、また十六年十月以降長谷川・梅津を党委員に任命し入党勧誘をさせたこと、さらに十六年十二月以降新黨員の名簿を届出していないことの三件で、野村・大河原は四十五日の懸禁額と各十円の罰金、他は各五円の罰金で石見自由党は解散を命ぜられた（『自由新聞』十七・十・二）。

石見立憲自由党の党活動は、天皇の詔勅にもとづいてつくりだされる立憲政体を動かしえない大前提として、それにふさわしい議会政党あるいは智識を研鑽した人民になるよう努力しなければならない、という点に基本線があるように見られる。そのかぎりでは、党中央を支配した合法主義と軌を一にしている。だが、ここでの国会に対する理解が、主体・人民側の力によって、まず第一に早期開設の可能性があるしその実現に努力すべきであること、第二に国会を舞台に「安価な政府」を樹立することができること、第三は地方政治に対する批判をふまえていること、などの点において世上一般の合法主義とは異なる性格を認めなければならない。それ故にこそ、度重なる処罰にも屈することなく政治活動を続行しえたのであった。

石見立憲改進黨

十五年三月に現国社の名義で浜田に開催した石見全国親睦会につづく九月十五日の第二回会合を、政党設立にもちこみ五十七名で発足したのが石見立憲改進黨である。党の中心は県会議長（十四年九月—二十三年三月）佐々木憲をはじめとする那賀・邑智・美濃三郡選出の県会議員（右田三吉、石橋久平、今村寛吾、栗栖佐四郎、岡本俊信、右田古文、山田耕助、山崎定静、弥重平次郎、山崎多助）で構成された。さきに記した小原鉄臣の石陽自由党が党費十二銭であつ

たのに対して、ここでは五十銭と定められ、さらに有志寄附で三千円を醸出し銀行預金にしてその利子を党活動にまわしている点などにおいて（服部之總『佐々田懋翁』六七頁）、党のブルジョア的性格がうかがえる。その結党趣意書は、十四年詔勅に対して「唯共ニ心ヲ同フシ力ヲ戮セ衆思ヲ集メ群力ヲ展ヘ以テ一団ノ集合体ヲ作り内ハ互ニ吾人ノ自由幸福ヲ保安スル所以ノ道ヲ講ジ外ハ進ンテ施政上ノ大主義ヲ闡明シ着実中正ノ途ニ就キテ純全ナル政党ヲ立ツルニ在ル」ことが、「当ニ吾人ノ準備計画」であることを明らかにする。またその綱領第二章は、党の目的を次のように規定している。

吾党ハ帝國ノ臣民ニシテ左ノ冀望ヲ有スル者ヲ以テ團結ス

一 王室ノ尊榮ヲ保チ人民ノ幸福ヲ全フスル事

二 内治ノ改良ヲ主トシ國權ノ擴張ニ及ボス事

三 中央干涉ノ政略ヲ省キ地方自治ノ基礎ヲ建ル事（同上書六五頁）

石見立憲改進黨は、県会議長以下議員を幹部にもつことから、右綱領にもある地方自治確立の県会闘争に党活動の一つの特色があった。この点については次章で詳述するのでここでは省略するが、いま一つの活動の力点は那賀郡跡市村に設置した石見義塾をつうずる政治意識高揚と、農民の日常的利害をとらえての組織化と県会闘争への反映とであった（同上書六八頁）。だが石見立憲改進黨もまた十七年五月二日に集会条例違反で党幹部が拘引、さらに臨時県会を終って帰郷した佐々田以下県議員をも拘引して裁判にまわし、党幹部全員が罰金刑に処せられた。

山陰自由党

石見地方の前述三政党の活動に対して、出雲では松江に旧藩士族を中心にした山陰自由党があり、十六年前半ま

での期間では、年表に記したような党中央からの幹部を迎えての演説会などが活潑に行なわれていた。ところが十六年十月二十七日、全員脱党をもって山陰自由党は解体し、新たに公道会が組織された。

公道会趣意書

……前略……我邦各地ニ樹立スル政党互ニ競争スルノ状ヲ看ヨ外貌盛ンナルガ如シト雖其内状ヲ詳察スレバ識者明シニ乏ク財本實力ニ富マズ是以テ一旦反党ノ刺衝殺伐ヲルニ値ヒハ輒チ暗々裏ニ其勢力ヲ挫折シ卓立不拔ノ氣象ヲ保持スル事能ハズ現時各地政党ノ趣ヲ察スレバ均シク機関ノ運動ヲ停止シ一体ニ睡眠ノ状ヲ呈セルガ如キハ豈誠ニ痛歎ニ耐ユ可ケンヤ而シテ吾輩此原因ヲ推究スルニ現時政党不振ノ遠因ハ他ニアリテ存スルモ其近因ニ至リテハ之ヲ以上ノ不満ニ帰セサルヲ得ズ我ニ不完全ナル政党ト云フ可キナリ……左レバ現時政党ノ急務ハ退テ其病患ヲ医シ兼テ身体ノ健全ヲ計ルニアリテ未ダ進テ積極ノ途ヲ歩ム事能ハザルノ不幸ヲ免レザルナリ吾輩夙ニ感ズルアリ乃チ自由党ノ結合ヲ解脫シ新タニ本会ヲ興設シ名ケテ公道会ト云ヒ専ラ学理的ノ研究ニ従事セントス蓋シ吾輩ガ智識ヲ増進セント欲スルノ起意ニ外ナラズシテ政治法律経済等ノ書籍ハ則チ之ガ滋養品ナルニ非ズヤ故ニ吾輩之ヲ研究スルハ貧血症ノ患者ガ滋養的ノ食物ヲ食フガ如シ実ニ目今ニ在リテ至要ノ事ト確信スルナリ……但本会ノ精神ハ学理的ノ研究ニ従事スルニアレバ集会条例ノ範圍外ニ道遙運歩スルノ自由ヲ保有スル者ナリ故ニ諸君ノ年令如何ニ係ハラズ苟自由民権ノ大義ヲ愛シ有為ノ志図アラン者ハ皆本会々員タルノ資格ヲ有ス自由民権ヲ愛スルノ諸君米テ之ヲ賛助セラレヨ

公道会総規

- 第一 本会ハ自由主義ノ有志者ヲ以テ構成スルモノトス
- 第二 本会ノ目的ハ自由民権ノ本義ヲ研究スルニ在リ
- 第三 本会ハ公道会ト称シ事務所ヲ松江灘町公道館ニ置ク
- 第四 本会ハ左ノ各部ヲ設ケ以テ其事業ト為ス 第一政治法律経済学ノ研究 第二討論演説会ノ研究

第五 本会ノ集会ハ左ノ二種トス 第一通常会 第二臨時会 但通常会ハ各月十五日トシ臨時会ハ臨時ニ開クモノトス(十六・十一・十二)

みられるように公道会設立の趣旨は、政治経済の「学理的研究」にあるのであって、政治運動を行なうものではない。この点は、公道会設立認可を得るため松江警察署へ届出たときの署長と幹事長野口敬典との間でかわされた応答でも確認できる(十六・十一・十二、十六)。しかも署長は公道会趣意書の文面をもって集会条例に抵触すると固執したため、公道会は趣意書すら廃棄してようやく認可を得るのであった(十六・十二・十四)。十六年四月の党大会の組織強化路線にもかかわらず、さらに党中央の常議員園山勇を幹部にもっていたにもかかわらず、山陰自由党はみずからの行動を「学理的研究」のワク内に押し込めるために解党した。十六年前半の時期では、全国的に自由党系十三、改進黨系十五の政社が解散声明を発したのである。

明治十五年から十七年にかけて島根における民権運動の状況を、各地での政党活動を中心に概観してきたが、ここで一応の小括を行なっておくことにする。

全体としては、請願闘争の時期に培養された民衆のエネルギーと政治意識は、十五年以降においては、そのまま政党結成にもちこまれ、活潑な党活動として発展させられていった。

政党組織では、従来からの旧藩士族の政治結社を組織変更するとともに、松江の豪商で大地主である岡崎運兵衛を幹事長に迎えるなどして党員増加をはかった山陰自由党のほか、請願闘争の過程から、大田の遂良社や立憲政党、安濃郡波根東村を拠点とした石陽自由党、浜田を中心として那賀・邑智・美濃の三郡下にわたった石見立憲改進黨、益田の石見立憲自由党などが新らしく結成された。新規設立の諸政党が、いずれも士族を含まないでそれぞれの地

方の地主層が中心指導者になっていることは、とくに注目される。明治十四年に地価一〇、〇〇〇円以上の所有者を一覧した『島根県管内耕地地価持丸長者鑑』（島根庁蔵）から関係者をピックアップすれば、山陰自由党の岡崎運兵衛（六七、七四四円）、立憲政党的恒松隆慶（四二、五六三円）、石陽自由党の小原亀右衛門（一〇、一四九円）、石見立憲改進黨の佐々田懋（三六、二〇〇円）、弥重平次郎（一四、四三二円）、右田三吉（一〇、六八八円）、栗栖佐四郎（一一、〇〇一円）などの名前がある。換言すれば、いずれも大地主を指導者とした地方政党なのである。大土地所有者の政党活動・政治運動であることをまず確認しておかねばならない。

まずかれらは、地主としての資格で民権運動に参加した。下山氏が主張するように、地主なる故に不適格者とみなすことはできないのであり、必ずしも「ブルジョア化」した資格は必要としない（明治十七年における自由党の動向と農民騒擾の景況）一〇三頁）。すでに指摘したように、政党活動をつうじて地租軽減は主張され、後述する県会闘争のなかでは地方税とくに地租割減額がしつように要求されるのであった。それが全農民的要求の形態をとって主張されていたことは、政党活動とは無関係に、県下仁多郡中惣代から島根県令に提出された明治十七年二月の「減租歎願書」でも明らかである。ここでの郡中惣代は、すでに一〇〇町歩をこえた大地主になっている糸原権造・桜井二郎右衛門のほか四名の地主になっている。

「……前略……然ルニ明治十三年第四十八号ノ公布ヲ以テ地方ノ政務ヲ改良セラレ県庁々舎監獄費同建築其他道路堤防等ノ官費下ケ金ヲ廢セラレ悉皆人民ノ負担スル処トナリ、尙同年第三十一号儲荒儲蓄法ヲ行ハレ政治ノ歩調緩々乎トシテ猛進スルニ随ヒ地方税協議費土木教育費其他百般多額ノ課当ヲ地所ニ要スルニ付テハ彼是正租ト牛角シ、殊更ニ十四年納期短縮ノ厳達ヲ被リ尋テ米賃日ヲ逐テ下落スル、……前シテ米価ハ石三円ニ昇ラズ麦額ハ石一元五十銭ヲ降レリ、今や銀貨下落シ紙幣回復ノ機運ニ際

シタレバ所謂既往ヲ観テ知ル推テ知ルヘキナリ、凡ソ業務ノ確実ナル者ハ因テ収ムル所ノ利益必ス薄シ、況ヤ土地ヲ有スルモノ不動産中ノ最モ確実ナルモノヲヤ、其収ムル所ノ利益固ヨリ薄サルハ利ノ然ラシムル所ト雖トモ現時農民ノ經濟ハ実収ト税租ヲ比スレバ其勞力償ハサル而已ナラズ、挙テ資本ヲ蕩尽スルモ尚ホ及ハス、若シ此期ヲシテ依然年余ニ弥曠スルニアラバ我郡ノ如キ農民ハ拳テ土崩瓦解ニ及ヒ遊手徒食ノ者日ニ加ハリ桑田変シテ荒野トナルハ炳然トシテ明ラカナリ、倘モ果シテ然ラバ農民ノ命脈ハ且タニ迫ルト言フモ豈妄言ニアラサルヲ得ンヤ

伏シテ惟ミルニ明治十六年太政官第二百七十二号地租改正条例第六章ニ依レバ従前地租ノ義ハ自ラ物品ノ税家屋ノ税等混淆致シ居候ニ付、改正ニ当テハ利益区分シ地租ハ則地価ノ百分ノ一ニモ可相定ノ所未タ物品等諸税目與ラサルニヨリ先以テ地価百分ノ三ヲ税額ニ相定候得共尙後茶煙草材木其他ノ物品税追々施行相成蔵入相増其收入ノ額二百万円以上ニ至リ候節ハ地租改正相成候土地ニ限リ其地租ニ右新税ノ増額ヲ割合地租ハ終ニ百分ノ一ニ相成候迄漸次減少可致事トノ思念アリ今ヤ百般縮ニ付キ物品ノ税額勃興ス、聞ク所ニ因レバ明治十六年度大蔵省物品税蔵入予算額ハ殆ンド二千万円ノ多額ニ及ベリト、実ニ歎天喜地スルモ尚余リアリト云フベシ、然ルニ租率ノ法タル尙々依然トシテ旧ニ依ル、真ニ民間ノ情実ハ一日ヨリ傾廢シテ正租ヲ納ムルヤ農具ヲ市ニ鬻ギ牛ヲ居所ニ移シ地方税ヲ納ムルヤ又家具ヲ典売シ馬ヲ地方ニ賣キテ販売スル困状タリ、然ルト雖トモ尙完納スル能ハス只々拱手抗顔塵シテ公売ノ処分ヲ待ヨリ外ナキノ徒往々數フルニ遑アラズ、況ンヤ協議費學費等ノ如キニ至リテハ一村中概シテ二三ヲ除タノ外余ハ悉タ未納ニ屬スルヲヤ、……然レトモ政令ノ發布セラルルヤ國之レヲ守リ比之レヲ遵フハ足レ通論タリ、既ニ改租ノ奉ニ於ケル其始メニ規約ヲ公布セラレ、第六章ノ如キハ國民之レヲ遵守スルモ尙隨珠趙璧ノ如シ、然ルニ寬緩トシテ毫モ其負担ヲ懇ハルルノ端緒ヲ見ズ、今ヤ稼穡ノ艱難災ニ筆硯ヲ拔テ記スニ忍ビズ、只天地ニ仰俯シテ哭泣スル而已、冀クハ特別ノ御詮議ヲ以テ明治十六年改正条例第六章ニ基キ地租ヲ減却セラレ、國家財本ノ元素タル農民ヲシテ安堵營業致候様被成下度候仁多郡二百六百有余人ニ代リ以管事情願候也

明治十七年二月

（島根県仁多郡横田町絲原武太郎氏蔵文書）

生産物価格の下落に加えての公租公課の増徴は、農民全体に総体的打撃を結果した。そしてこのことは地主—小作関係が進行し、新しい階級対立が萌しつつあるという内部矛盾をおさえて地主主導の政治活動に農民エネルギーを結集していったと考えられる。農民の組織の組織化も、石見自由党における如く一村落内に集中し、石見立憲自由党のように一郡下に限られていた。また石見立憲改進黨では県議が各郡を統轄するかたちにとられていた。このようにここでの政党活動は、狭い地域を対象に集中的に組織され、反覆的に教宣活動が実施され、大衆に密着しつつ日常的利害を一定の政治要求にまで高めていったものであった。さらにまた運動指導者が戸長であり村会議員県会議員であったことは、地域の大衆要求を地方政治の上に反映してゆく可能性をもたせ、それだけに政治運動はより具体的なものになっていった。十五年以降の島根県会における県会闘争を理解するためには、こうした基盤の認識の上に立たなければならぬ。

十五年の府県会規則・地方税規則の改定も、府県会闘争を抑圧できるものではなかった。だが集会条例改定は、山陰自由党を公道会に変え、石見立憲自由党に解党命令をださせ、石見立憲改進黨の指導者に条例違反で罰金刑を課した。条例が政党活動の自由を拘束したことはたしかである。しかしながら、一切の政治運動を抑圧し去ることはできなかった。条例に直面して各政党は、「政治活動か学問研究か」の二者択一にせまられた。山陰自由党だけが後者をとって解党したのであった。政治活動をえらんだ政党は、地方議會を足がかりにして民主的議會制度確立の闘いを推進してゆく。それが党中央のいわゆる合法主義の議會政党と異なるところは、次章で明らかにされる。

（未完）